



# 砂山地域まちづくり協議会 令和5年度通常総会

日時 令和5年4月11日(火)午後7時  
会場 平林小学校 多目的ホール

みんなで話し合い、取り組み、誰もが健幸で支え合う集落・地域を目指して





令和5年度 砂山地域まちづくり協議会通常総会 次第

1 開 会

2 あいさつ 砂山地域まちづくり協議会 会長 佐藤 修平  
村上市神林支所 支所長 瀬賀 豪

3 総会成立報告

4 議長選出

5 議事録署名人選任

6 議 事

第1号議案 令和4年度事業報告及び収支決算の承認について

第2号議案 令和5年度事業計画（案）及び収支予算（案）について

第3号議案 砂山地域まちづくり協議会役員の承認について

7 議長退任

8 閉 会

## 第1号議案

### 令和4年度事業報告及び収支決算の承認について

令和4年度事業報告及び収支決算について、監査報告書を付して別紙のとおり承認を求めます。

令和5年4月11日 提 出

砂山地域まちづくり協議会 会 長 佐藤 修平

令和5年4月 日 承 認

砂山地域まちづくり協議会 総会議長

## 令和4年度事業報告

区 分	事業名 取組項目	実施時期	対象・人員	取組効果・課題等
地域の課題解決、地域振興及び住民交流に関すること	(1) 集落町内会事業の取り組み			
	砂山地域では、集落活動をまちづくりの基本と位置づけ、集落で話し合いながら、集落の伝統行事や文化を守り、地域のつながりやふれあいを深めていくことを目的としてコロナ禍ではありますが、事業を計画して実施しました。昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染防止対策により計画していた事業を中止と判断した集落への対応として、役員会で昨年度に引き続き備品購入を認め、整備しても良いことといたしました。			
	1 ふれあい災害避難訓練 (牛屋)  事業変更	—	全区民	毎年恒例の区民ふれあい大会を開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大防止対策により、中止することとなり、ウォータータンク、長期保存水、ブルーシートなどを購入し、災害への備えを強化しました。
	2 収穫祭（福田）  事業変更	—	全区民	毎年恒例の収穫祭を計画していましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止対策により中止とし、非常時用の小型発電機とガソリン携行缶を購入しました。これにより災害時において電源の確保をすることができるようになりました。
3 活性化景観事業（北新保）  事業変更	—	全区民	昨年に引き続き、観桜会が新型コロナウイルス感染拡大防止対策により中止することとなり、防災用としてトランシーバーを10台購入し、役員や隣組組長に配備し、区民の安全安心な体制づくりを構築することができました。	

区 分	事業名 取組項目	実施時期	対象・人員	取組効果・課題等
地域の課題解決、地域振興及び住民交流に関すること	4 区周辺の環境整備(赤松)	11月6日 (日)	36名	赤松集落では、平成24年から集落の懇談会を始め、平成26年から環境整備に取り組んでいます。 今年度は、緑の羽根よりいただいた植木を植栽し、公園の草刈りや集落内のごみ拾いを実施しました。
	5 区周辺の環境整備(長松)	6月19日 (日)	30名	昨年に引き続き、集落墓地の法面に龍のひげの苗を植栽し、降雨による流砂を食い止める活動を行いました。活動を通じて住民同士親睦を図りました。
	6 塩谷元気事業  一部事業 変更	通年	全区民	新型コロナウイルス感染拡大防止対策の観点から当初予定をしていた事業を一部中止とし、防災用品の購入(ウォータータンク)をしました。また伝統行事継承を目的に子供会で七夕行事を行ったほか、稲荷山の竹伐採作業など行い、親睦を図れました。

区分	事業名 取組項目	実施時期	対象・人員	取組効果・課題等
地域の課題解決、地域振興及び住民交流に関すること	(2) 砂山地域事業の取組み 新型コロナウイルス感染拡大防止対策の観点から、砂山地域の共通の財産である「お幕場」や「大池」を保全する取組みや、6集落が連携した防災の取組みを行い、住民同士の一体感を深めることができました。また、小・中学校連携について、平林小学校・神林中学校に対し事業補助を行いました。			
	1 お幕場クリーン作戦	10月2日 (日)	65名	今回で8年目となった事業ですが、今年度は平林小学校へ呼びかけを行い、児童や保護者、先生方が参加していただき、コロナ禍前のように、賑やかに作業ができました。毎年継続して取り組んできたことで、広大な松林のほんの一部ではありますが、「白砂青松」の風景がよみがえってきました。
	2 花いっぱい事業	5月15日 (日)	部会員及び運営委員 21名	参加範囲の規模を縮小し、シバザクラの苗を300株準備し植栽作業を行いました。管理作業は8月3日に発生した豪雨災害により作業を中止としました。
	3 地域連携事業（自主防災組織連絡会議の取組）	7月26日 (火)	自主防災組織役員等 15名	第1回連絡会議 協議事項 ①防災事業の取組み案について ②集落の活動計画と意見交換について
		1月30日 (月)	自主防災組織役員等 15名	第2回連絡会議 協議事項 ①今年度の各集落活動報告について ②令和4年度事業報告及び令和5年度事業計画案について
		3月18日 (土)	自主防災組織役員等	災害復興・防災シンポジウム ○令和4年8月豪雨災害功労者「感謝状授与式」 ○災害体験パネルディスカッション「令和4年8月豪雨災害を振り返る」 ○講演「水害から命と暮らしを守る」

区分	事業名 取組項目	実施時期	対象・人員	取組効果・課題等
地域の課題解決、地域振興及び住民交流に関すること	4 小中学校との連携事業	1月26日 (木)	神林中学校 生徒	神林地区の5地域まち協が連携し、教室の生徒が使用する椅子の防音材(キャップ)を寄贈しました。
		3月24日 (金)	平林小学校 児童	平林まち協と連携し、卒業生へ卒業記念品とチューリップを贈呈しました。
	5 住民アンケート事業	当初8月15日に予定しておりましたが、8月3日に発生した豪雨災害により、令和5年度へ事業を延期することにしました。		
(3) 研修会の開催 人口減少や少子高齢化を見据え、支え合う地域づくりのために生活支援協議体との共催により老人クラブとのワークショップを行いました。ほかに神林地区まちづくり協議会合同の研修会を計画しておりましたが、話し合いにより今後は年度始めに実施することにしました。				
1 ささえあい事業	5月19日 (木)	8名	第1回ささえ～る隊会議 かみはやしささえあいの日啓発活動 老人クラブとのワークショップ 計画案 ささえあいカタログ Vol. 4	
	7月28日 (木)	6名	第2回ささえ～る隊会議 かみはやしささえあいの日啓発活動 老人クラブとのワークショップ 計画案 グループディスカッション	
	11月9日 (水)、 16日(水)	94名	老人クラブとのワークショップを開催 ちょっとしたささえあいを考える	
	12月1日 (木)	14名	第3回ささえ～る隊会議 女性とのワークショップについて 小学生「ささえあい授業」について	
	2月9日 (木)	16名	第4回ささえ～る隊会議 ささえあいカレンダー校正 来年度事業計画案の意見収集 ほか	
	3月14日 (火)	ささえ～る 隊他	市互近所ささえ～る隊合同研修会 神林地区活動発表(ささえあいカレンダー、ささえあいの日、老人クラブとのワークショップ ほか)	

区 分	事業名 取組項目	実施時期	対象・人員	取組効果・課題等
地域の課題解決、地域振興及び住民交流に関すること	2 まちづくり活動推進研修	—	—	第3回神林地区まちづくり協議会連絡会議（正副会長会議）にて、協議し年度始め（6月上旬頃）に実施することに方針を変更しました。
	3 関係人口創出・拡大事業	通年	実行委員会 【別組織】	関係人口創出・拡大を目的とした事業を道の駅神林で10月29日・30日に実施。アンケート事業を合わせて実施し、集計結果より次年度実施すべき方向性を確認することができました。
	4 集落課題取組事業	6月3日 （金）	36名	集落での課題や今後問題となるような事柄などを話し合ってもらふ事業。今年度は合同研修会として「助け合い、支え合う集落を今から考える」をテーマとして講師を招き、講演会を開催しました。
	(4) 神林地区敬老会への参画 神林地区では、敬老会を、世代間交流を図り、支え合いの意識を育む事業として位置づけ、5地域の合同開催により継続して取り組んでいます。			
	1 神林地区敬老会への参画	—	—	令和4年度の敬老会については、中止しましたが、年祝いの方へ賞状と粗品を、また敬老者全員に紅白饅頭を贈りました。



## 役員会開催状況

構成;牛屋2名、福田2名、北新保2名、長松2名、赤松2名、塩谷5名、合計15名

回数	日付	内容	出席
第1回	令和4年4月26日	年間事業スケジュール、花いっぱい事業について、集落課題取組事業について ほか	14名
第2回	令和4年7月12日	花いっぱい事業、集落事業報告、集落課題取組合同研修会について ほか	13名
第3回	令和4年12月6日	お幕場クリーン作戦、関係人口創出事業報告、市民厚生常任委員会との懇談会、集落支援事業について ほか	15名
第4回	令和5年2月27日	小・中学校連携事業、小岩内集落支援、集落課題取組報告、通常総会の方法について ほか	13名
第5回	令和5年3月27日	令和4年度事業報告及び収支決算見込について、令和5年度通常総会議案の確認について	24名

## お幕場イベント検討部会開催状況

構成;砂山地域まちづくり協議会運営委員9名、集落選出部会員8名 合計17名

回数	日付	内容	出席
第1回	令和4年9月13日	部会長・副部会長の選出、お幕場イベントの内容について	15名
-	令和4年10月2日	イベント実施日 平林小学校へ参加を呼びかけ	65名
第2回	令和4年10月18日	事業実績報告、振り返り及び次年度の取組について	15名

## 花いっぱい事業検討部会開催状況

構成;砂山地域まちづくり協議会運営委員7名、集落選出部会員8名 合計15名

回数	日付	内容	出席
第1回	令和4年5月9日	部会長・副部会長の選出、事業内容について	15名
	令和4年5月15日	シバザクラ苗の植栽作業を実施(300株) ※参加者を関係者のみとし、事業を縮小して実施	21名
第2回	令和4年5月31日	事業実績報告、振り返り及び次年度の取組について	13名

例年8月上旬に実施している管理作業(草取り)については、豪雨災害により中止としました。

## 地域連携事業(防災事業)実施状況

参加者:砂山地域各集落自主防災組織役員、防災士 ほか

回数	日付	内容	出席
第1回	令和4年7月26日	今年度の取組について、各集落における自主防災組織活動計画と意見交換について	15名
第2回	令和5年1月30日	各集落の防災活動取組報告について 令和4年度事業報告及び来年度事業計画案の検討について	15名

## 集落課題取組を考える砂山地域合同研修会

参加者:砂山地域各集落役員及びまちづくり運営委員 ほか

回数	日付	内容	出席
第1回	令和4年6月3日	テーマ「助け合い、支え合う集落を今から考える」として、10年後、20年後も集落として維持していくために今からやるべきことを話し合う場のきっかけづくりのために講演会を実施	36名

## 平林小学校連携事業

参加者:砂山地域まちづくり協議会正副会長、平林地域まちづくり協議会正副会長、砂山地域集落支援員

回数	日付	内容	出席
第1回	令和4年5月2日	まちづくり活動について、今年度の連携事業について	5名
第2回	令和4年12月16日	R4年度の連携事業について、R5年度事業について(意見交換)	7名

## 神林中学校連携事業

参加者:神林地区5地域まちづくり協議会正副会長、集落支援員

回数	日付	内容	出席
第1回	令和5年1月10日	今年度の連携事業について	13名

## 神林地区まちづくり協議会連絡会議

構成:神林地区5地域まちづくり協議会会長5名、副会長5名 合計10名

回数	日付	内容	出席
第1回	令和4年4月27日	座長の選任、関係人口実行委員会役員の選出、敬老会実行委員会役員の選出について ほか	10名
第2回	令和4年7月13日	市民厚生常任委員会との懇談会について、神林地区中学生以上全住民アンケート調査について	10名
第3回	令和4年10月26日	市民厚生常任委員会との懇談会について、神林地区中学生以上全住民アンケート調査について	12名
	令和4年11月7日	市議会市民厚生常任委員会との懇談会 地域の課題や取組について意見交換	9名
第4回	令和4年12月21日	まちづくり活動推進研修の実施について、神林中学校との連携事業について ほか	12名
第5回	令和5年3月13日	まちづくり活動推進研修の実施について、神林中学校との連携事業について ほか	12名

## 神林地区生活支援協議体(神林地区互近所ささえ～る隊)会議

構成:各まちづくり協議会会長、NPO法人希楽々、塩谷基地、民生委員、社会福祉協議会等

回数	日付	内容	出席
第1回	令和4年5月19日	かみはやしささえあいの日啓発活動、老人クラブとのワークショップ計画案、ささえあいカタログVol.4について ほか	8名
第2回	令和4年7月28日	かみはやしささえあいの日啓発活動、老人クラブとのワークショップについて、グループディスカッション ほか	6名
	令和4年 11月9日、16日	老人クラブとのワークショップ開催	94名
第3回	令和4年12月1日	ささえあいカタログVol.4について、小学生「ささえあい授業」について、女性とのワークショップについて	14名
第4回	令和5年2月9日	ささえあいカレンダー校正について、来年度事業計画案の意見収集について ほか	16名
	令和5年3月14日	村上市互近所ささえ～る隊合同研修会 神林地区互近所ささえ～る隊活動報告 「ささえあいカレンダー作成、ささえあいの日啓発活動、老人クラブとのワークショップ」	-

## 関係人口創出・拡大事業

参加者:まちづくり組織関係者、神林地域区長会、神林商工会、かみはやし農業協同組合など

回数	日付	内容	出席
第1回	令和4年4月18日	役員・部会長会議 令和3年度会計監査、役員体制、組織再編について ほか	事務局出席
第1回	令和4年5月10日	実行委員会 組織再編、設置要綱の一部改正について	14名
第2回	令和4年5月10日	実行委員会 地域づくり活動サポート事業実施要項案について、R4事業計画案及び予算案について、役員を選任について ほか	13名
第3回	令和4年6月30日	実行委員会 ハロウィンかぼちゃ栽培協力について、地域づくり活動サポート事業申請団体の審査について ほか	13名
第4回	令和4年9月15日	実行委員会 ハロウィン&かかし祭について ほか	13名
第1回	令和4年10月6日	専門部会 ハロウィン&かかし祭に向けイベント及びアンケートについてそれぞれ部会を開催し内容を検討	9名
第2回	令和4年10月20日	専門部会 ハロウィン&かかし祭に向けイベント及びアンケートについてそれぞれ部会を開催し内容を検討	10名
	令和4年 10月29日、30日	ハロウィン&かかし祭開催 ハロウィンカボチャ(重量、数量、デザインコンテスト)開催 関係人口アンケート調査を実施(200名)	-
第5回	令和4年12月13日	実行委員会 ハロウィン&かかし祭事業振り返り、R5年度事業の方向性について ほか	13名
第1回	令和5年2月24日	役員会 R4年度収支決算見込み、R5年度事業計画案及び予算案について ほか	7名
第6回	令和5年3月7日	実行委員会 地域づくり活動サポート事業実績報告について、収支決算見込み、R5年度事業計画案及び予算案について ほか	10名



ハロウィンカボチャへのペイント作業に協力してくれた平林小学校4年生の皆さん



## 令和4年度事業 主な活動写真

令和4年5月15日（日） 花いっぱい事業検討部会（シバザクラ植栽）  
場所 大池公園



令和4年6月3日（金） 集落課題取組を考える砂山地域合同研修会  
場所 神林支所3階大会議室





令和4年10月2日（日） お幕場クリーン作戦  
場所 お幕場森林公園



令和5年1月26日（木） 神林中学校連携事業  
場所 神林中学校 神林地区5地域まちづくり協議会でキルト付き防音キャップを購入









【他団体】

神林地区関係人口創出事業実行委員会の取り組み



令和4年度 砂山地域まちづくり協議会 収支決算

収 入

(単位：円)

区 分	予算額	補正額	予算現計額	決算額	比較額	説 明
1 地域まちづくり交付金	1,732,000	0	1,732,000	1,732,000	0	村上市からの交付金
2 繰越金	115,646	0	115,646	115,646	0	前年度繰越金
3 諸収入	354	0	354	2	▲ 352	預金利子
合 計	1,848,000	0	1,848,000	1,847,648	▲ 352	

支 出

(単位：円)

区 分	本年度	流用額	予算現計額	決算額	比較額	説 明
<b>1 地域振興交流経費</b>	<b>620,000</b>	<b>0</b>	<b>620,000</b>	<b>584,084</b>	<b>35,916</b>	
1(牛屋)	120,000	0	120,000	120,000	0	防災備品の購入(ウォータータンク、ブルーシート、保存水)事業費:120,098円
2(福田)	80,000	0	80,000	80,000	0	防災備品の購入(小型発電機及びガソリン携行缶)事業費:100,800円
3(北新保)	80,000	0	80,000	80,000	0	防災備品の購入(トランシーバー)事業費:102,958円
4(赤松)	80,000	▲ 38,560	41,440	9,109	32,331	集落周辺の環境整備を実施 事業費:9,109円
5(長松)	80,000	0	80,000	76,415	3,585	集落墓地の法面に龍のひげの苗を植栽 事業費:76,415円
6(塩谷)	180,000	0	180,000	180,000	0	町内七夕行事の助成、稲荷山竹伐採作業を実施 一部防災備品を購入(ウォータータンク) 事業費:183,000円
7小岩内集落支援	0	38,560	38,560	38,560	0	【新規】災害復旧支援(非常用発電機及びガソリン携行缶)神林5地区まち協按分
<b>2 砂山地域事業</b>	<b>416,000</b>	<b>0</b>	<b>416,000</b>	<b>339,110</b>	<b>76,890</b>	
1お幕場クリーン作戦	50,000	25,753	75,753	75,753	0	混合油、チップソ、軍手代12,612円、お茶代10,231円、保険料3,600円、お楽しみ抽選会景品代49,310円
2 花いっぱい事業	80,000	▲ 25,753	54,247	49,849	4,398	シバザクラ苗代26,000円、培養土7,514円、保険料、3,600円、参加者お茶代ほか雑費代12,735円
3 地域連携事業	50,000	28,485	78,485	78,485	0	会議お茶代4,134円、防災用品の整備60,631円、防災シンポジウム参加者お茶代12,000円 ほか
4 小・中学校との連携事業	60,000	0	60,000	59,123	877	平小: 苗木用土及び鉢代5,490円、卒業生記念品代34,485円、花代4,900円 神中:防音キャップ代14,248円 まち協按分
5 住民アンケート事業	176,000	▲ 28,485	147,515	75,900	71,615	神林地区中学生以上全住民アンケート委託料代(災害発生により今年度中止)打合せ、印刷のみ実施
<b>3 研修費</b>	<b>195,000</b>	<b>0</b>	<b>195,000</b>	<b>175,768</b>	<b>19,232</b>	
1 ささえあいフォーラム	15,000	0	15,000	15,000	0	させあいカレンダー印刷代 ※まち協按分
2 まちづくり活動推進研修	10,000	0	10,000	0	10,000	運営委員合同研修会 未実施
3 関係人口創出・拡大事業	100,000	0	100,000	100,000	0	関係人口創出事業実行委員会負担金
4 集落課題取組事業	70,000	0	70,000	60,768	9,232	研修会(支え合う集落を今から考える)講演料等59,420円、長松区実施お茶代1,348円
<b>4 組織運営経費</b>	<b>593,000</b>	<b>0</b>	<b>593,000</b>	<b>574,191</b>	<b>18,809</b>	
1 報償費	375,000	▲ 37,844	337,156	336,000	1,156	会長1名32,000円、副会長1名22,000円、監事2名4,000円、運営委員13名221,000円、花いっぱい、お幕場イベント、防災部会員57,000円
2 会議費	15,000	0	15,000	11,750	3,250	会議お茶代(5回分)10,650円
3 事務費	50,000	37,844	87,844	87,844	0	切手代30,800円、封筒代22,770円、HDD代(まち協按分)10,558円、コピー用紙代10,725円、振込手数料
4 広報費	60,000	0	60,000	45,597	14,403	神林地区各まちづくり協議会合同号40,502円、砂山地域単独号2回 5,095円
5 集落連絡費	93,000	0	93,000	93,000	0	牛屋、福田、北新保、長松、赤松各2人×3,000円×5集落=30,000円、塩谷21人×3,000円=63,000円
<b>5 予備費</b>	<b>24,000</b>	<b>0</b>	<b>24,000</b>	<b>0</b>	<b>24,000</b>	
1 予備費	24,000	0	24,000	0	24,000	
合 計	1,848,000	0	1,848,000	1,673,153	174,847	

※区分の予算支出に過不足が生じた場合は、運営委員会の承認により他の区分から流用することができるものとする。

収入額合計	支出額合計	次年度繰越額
1,847,648	- 1,673,153	= 174,495

## 備品台帳

砂山地域まちづくり協議会

No.	分類	物品	規格	購入日	価格	購入先	保管場所	備考
1	行事用備品	ポータブル拡声器	WA361CD A-HM2	H25.5.17	197,190	有限会社南 豆無線電機	自治振興 室保管室	
2	行事用備品	自吸式エンジンポンプ	SEV-25L	H29.5.13	17,800	ホームセンター サン村上店	神林支所 機械室	
3	防災用備品	非常用発電機	EF-1600is	R1.7.4	107,800	株式会社 ニッチ	平林小学 校	指定避難 所
4	防災用備品	バルーン型投光器	BL-210-F	R2.8.17	164,560	株式会社サ ンカルド	平林小学 校	指定避難 所
5	防災用備品	非常用発電機	EF-1600is	R3.9.10	111,000	株式会社 ニッチ	平林小学 校	指定避難 所
6	防災用備品	タープテント	3m×6m、ア ルミ製	R3.11.4	133,349	株式会社ア イテント	平林小学 校	指定避難 所

## 令和4年度 監査報告書

規約第19条第1項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第2項の規定により次のとおり報告します。

### 第1 監査の対象

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの会計年度を監査の対象とした。

### 第2 監査方法

事業報告書、収支決算書、通帳及び出納簿について、事務局が管理する証拠書類と照合するとともに、会長及び事務局から説明を聴取して監査した。

### 第3 監査期日

令和5年4月1日

### 第4 監査の結果

監査に付された事業報告書、収支決算書、通帳、出納簿及びその他添付書類について照合した結果、いずれも適正に処理されていると認めた。

令和5年4月1日

砂山地域まちづくり協議会

会長 佐藤修平 様

監事 佐藤文雄 

監事 南波巧 

第2号議案

令和5年度事業計画（案）及び収支予算（案）について

令和5年度事業計画（案）及び収支予算（案）について、別紙のとおり承認を求めます。

令和5年4月11日 提 出

砂山地域まちづくり協議会 会 長 佐藤 修平

令和5年4月 日 承 認

砂山地域まちづくり協議会 総会議長



## SDGs（持続可能な開発目標）における17のゴール



### 【地方創生SDGs】

地方創生は、少子高齢化に歯止めをかけ、地域の人口減少と地域経済の縮小を克服し、将来にわたって成長力を確保することを目指しています。地方が将来にわたって成長力を確保するには、人々が安心して暮らせるような、持続可能なまちづくりと地域活性化が重要です。特に、急速な人口減少が進む地域では、くらしの基盤の維持・再生を図ることが必要です。

持続可能なまちづくりや地域活性化に向けて取組を推進するに当たっては、SDGsの理念に沿って進めることにより、政策全体の全体最適化、地域課題解決の加速化という相乗効果が期待でき、地方創生の取組の一層の充実・深化につなげることができるため、SDGsを原動力とした地方創生を推進します。

SDGsにおいては、17のゴール、169のターゲットが設定されるとともに、進捗状況を測るための約230の指標（達成度を測定するための評価尺度）が提示されています。これらを活用することにより、行政、民間事業者、市民等の異なるステークホルダー間で地方創生に向けた共通言語を持つことが可能となり、政策目標の理解が進展し、自治体業務の合理的な連携の促進が可能となります。これらによって、地方創生の課題解決を一層促進することが期待されます。

（出典：内閣府HP）

### 【砂山地域SDGsの方向性】





## 令和5年度事業計画（案）

区 分	事業名	実施時期	対象・人員	取 組 目 標 及 び 内 容
地域の課題 解決、地域 振興及び住 民交流に関 すること。	(1) 集落支援事業の取り組み			
	1 区民ふれあい 大会（牛屋）	10月～11 月	150名	<p>【目標】 区民の健康を増進し、区民同士の親睦を深めることにより、集落の活性化を図る。</p> <p>【内容】 競技種目に防災訓練の要素を取り入れ気軽に楽しみながら区民の防災意識を高める。（軽スポーツ競技を開催）</p>
	2 防災意識向上 事業（福田）	9月10日	50名	<p>【目標】 健康及び防災意識の向上と住民同士の親睦を図る。</p> <p>【内容】 指定避難所まで年代別に移動に係る時間を計るほか、防災食の作り方の確認などを実施。</p>
	3 収穫感謝祭事 業（北新保）	11月12日	70名	<p>【目標】 幼児からお年寄りまで誰でも参加できる収穫祭を開催し集落の活気とコミュニケーションを深める。</p> <p>【内容】 農家組合と連携し、餅つき大会を開催しトン汁などを振舞う。また演芸なども予定。</p>
	4 区周辺の環境 整備（赤松）	8月28日	40名	<p>【目標】 環境美化活動を通して、地域への関心と住民同士の親睦を深める。</p> <p>【内容】 公園の植木の手入れ、集落内のごみ拾いや草取りなどの清掃を行う。</p>
	5 防災研修事業 （長松）	4月29日	20名	<p>【目標】 防災研修会を通じて、住民相互の親睦を図り、危機管理体制を強化する。</p> <p>【内容】 講師を招き、大地震発生時における緊急避難がスムーズとなるように防災意識を高める。</p>
	6 塩谷元気事業 （塩谷）	通年	集落全体 1. 300名 2. 350名 3. 300名	<p>【目標】 1. 塩谷海岸及び共同墓地を守り整備する。2. 町内の交流及び郷土愛を育む。3. 健康及び防災の意識向上と醸成を図る。</p> <p>【内容】 1. 海岸整備及び墓地清掃（5月、7月実施予定）、2. 町内行事支援（通年）3. 健康講座、防災講座（年1回程度）</p>
	7 困りごと・話し 合い事業	通年	砂山地域住 民	<p>【内容】 集落における困りごとなどを集落役員等で情報を共有し、解決に向けた話し合いを行う。</p>

区 分	事業名	実施時期	対象・人員	取 組 内 容
	(2) 地域コミュニティ推進事業の取り組み			
	1 お幕場クリーン作戦	10月1日 (日)	砂山地域住民	お幕場クリーン作戦を継続し、砂山地域の大切な財産であるお幕場の美しい景観を守っていく取り組みを行う。
	2 花いっぱい事業	5月21日 (日)		砂山地域の観光資源である大池に、冬以外の季節も地区内外から多くの人が訪れてもらえるよう、花の定植などを実施する。
	3 防災連携事業	通年		自主防災組織等と連携して、地域防災活動を通して意識向上と醸成を図る。
	4 小・中学校との連携事業	通年		<ul style="list-style-type: none"> <li>・平林まちづくり協議会と連携し、平林小学校の事業への協力を行う。</li> <li>・神林中学校の事業への協力を行う。</li> </ul>
	5 関係人口創出・拡大事業	通年	実行委員会 【別組織】	人口減少、少子高齢化が加速するの中で、今ある地域の財産を見つけ、育み、引継ぎそして、地元出身者や、神林にゆかりのある方、神林に興味のある方を関係人口として関係性を築くことで、地域の活性化に結び付ける取り組みを行う。
	6 住民アンケート事業	通年	神林地区住民	中学生以上全住民にアンケートを実施。各年代や世代別に回答をまとめ、地域別に住民説明会を実施し、次期まちづくり計画に反映する取り組みを行う。
	(3) 福祉増進研修事業の取り組み			
	1 ささえあい事業	通年	神林地区生活支援協議体	神林地区生活支援協議体等と連携して、支え合いの地域づくりを推進する。
	2 まちづくり活動推進研修	5月	まちづくり協議会運営委員	神林5地域における協議会の運営委員合同の研修及び情報交換を行う。
	3 神林地区敬老会事業	6月17日 (土)	砂山地域対象者	敬老会参加者の支援を行う。
	4 笑い与健康生きがい事業	秋ごろ	砂山地域住民	【新規】日頃のストレスなどの発散を目的に笑顔と健康をテーマに健康寿命を延伸させ、元気が出る講演会を実施

## 令和5年度 砂山地域まちづくり協議会 収支予算（案）

収 入

（単位：円）

区 分	本年度	前年度	比 較	説 明
<b>1 地域まちづくり交付金</b>	<b>1,734,000</b>	<b>1,732,000</b>	<b>2,000</b>	村上市からの交付金
<b>2 繰越金</b>	<b>174,495</b>	<b>115,646</b>	<b>58,849</b>	前年度繰越金
<b>3 諸収入</b>	<b>505</b>	<b>354</b>	<b>151</b>	預金利子等
<b>合 計</b>	<b>1,909,000</b>	<b>1,848,000</b>	<b>61,000</b>	

支 出

（単位：円）

区 分	本年度	前年度	比 較	説 明
<b>1 集落支援事業</b>	<b>690,000</b>	<b>690,000</b>	<b>0</b>	事業計画書のとおり
1(牛屋)	120,000	120,000	0	
2(福田)	80,000	80,000	0	
3(北新保)	80,000	80,000	0	
4(赤松)	80,000	80,000	0	
5(長松)	80,000	80,000	0	
6(塩谷)	180,000	180,000	0	
7 困りごと・話し合い事業	70,000	70,000	0	
<b>2 地域コミュニティ推進事業</b>	<b>481,000</b>	<b>516,000</b>	<b>▲ 35,000</b>	
1お幕場クリーン作戦	75,000	50,000	25,000	清掃用具20,000円、お楽しみ抽選会40,000円、参加者飲み物代10,000円、保険5,000円
2 花いっぱい事業	60,000	80,000	▲ 20,000	芝桜苗・培養土・肥料等 40,000円、参加者飲み物代 10,000円、保険 5,000円、その他 5,000円
3 防災連携事業	60,000	50,000	10,000	自主防災連絡会議、防災研修 ほか
4 小・中学校との連携事業	80,000	60,000	20,000	・平林小学校事業への協力 60,000円 ・神林中学校事業への協力 20,000円
5 関係人口創出・拡大事業	100,000	100,000	0	関係人口創出事業実行委員会負担金
6 住民アンケート事業	106,000	176,000	▲ 70,000	中学生以上全住民アンケート
<b>3 福祉増進研修事業</b>	<b>193,000</b>	<b>118,000</b>	<b>75,000</b>	
1 ささえあい事業	15,000	15,000	0	ささえあいカレンダー作成
2 まちづくり活動推進研修事業	15,000	10,000	5,000	研修会時講師謝礼代及びお茶代
3 神林地区敬老会事業	93,000	93,000	0	牛屋、福田、北新保、長松、赤松各2人×3,000円×5集落=30,000円、塩谷21人×3,000円=63,000円
4 笑いと健康いきがい事業	70,000	0	70,000	【新規】 笑顔と健康をテーマに講師を招き講演会を実施
<b>4 組織運営経費</b>	<b>519,000</b>	<b>500,000</b>	<b>19,000</b>	
1 報償費	351,000	375,000	▲ 24,000	会長1名32,000円、副会長1名22,000円、監事2名4,000円、運営委員13名221,000円、部会員24人72,000円
2 会議費	48,000	15,000	33,000	役員会お茶代、費用弁償
3 事務費	65,000	50,000	15,000	切手代、事務用品代、振込手数料 等
4 広報費	55,000	60,000	▲ 5,000	神林地区各まちづくり協議会の合体号 50,000円、砂山地域単独号2回 5,000円
<b>5 予備費</b>	<b>26,000</b>	<b>24,000</b>	<b>2,000</b>	
1 予備費	26,000	24,000	2,000	
<b>合 計</b>	<b>1,909,000</b>	<b>1,848,000</b>	<b>61,000</b>	

※区分の予算支出に過不足が生じた場合は、運営委員会の承認により他の区分から流用することができるものとする。

第3号議案

砂山地域まちづくり協議会役員の承認について

砂山地域まちづくり協議会役員について、次のとおり変更がありましたので、承認を求めます。

令和5年4月11日 提 出

砂山地域まちづくり協議会 会 長 佐藤 修平

令和5年4月 日 承 認

砂山地域まちづくり協議会 総会議長

役 職	新任者	前任者
監 事	櫻 井 新 平	南 波 巧
監 事	変更なし	佐 藤 文 雄

(敬称略)

## 参 考 資 料

---

- 村上市まちづくり基本条例
- 村上市地域まちづくり組織及び地域まちづくり交付金の交付に関する条例
- 村上市地域まちづくり組織及び地域まちづくり交付金の交付に関する条例施行規則
- 第4期砂山地域まちづくり計画
- 砂山地域まちづくり協議会組織構成図
- 令和5年度役員・代議員名簿
- 砂山地域まちづくり協議会規約
- お幕場イベント検討部会会務規程
- 花いっぱい事業検討部会会務規程
- 砂山地域自主防災組織連絡会議設置要領
- 砂山地域まちづくり新聞（第32号、第33号）別添
- 神林地区まちづくり新聞（第14号）別添

## ○村上市まちづくり基本条例

平成 27 年 3 月 20 日

### 条例第 4 号

山、川、海、美しい自然と文化のまち村上市は、私たち市民にとってかけがえのないふるさとです。

この素晴らしいふるすとは、先人から受け継いだ財産であり、このまちをより良いものとして次の世代へ引き継いでいくことが私たちの使命です。

そのために、市民一人ひとりが知恵を出し合い、積極的に参画するまちづくりを進め、協力して幾多の課題を乗り越えていくことが必要です。

私たちは、村上市民憲章(平成 25 年 12 月 18 日制定)に掲げる「元気あふれるまち」を市の理想像としてまちづくりを進めるため、ここに村上市まちづくり基本条例を制定します。

(目的)

第 1 条 この条例は、村上市のまちづくりに関する基本的な事項を定め、市民が主体的に参画し、協働して進めるまちづくりを継続的に実施することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住している者、市内に通学している者及び市内に勤務している者をいう。
- (2) 市 市長及び市の執行機関をいう。
- (3) 参画 まちづくりの様々な場面において、事業等の立案、計画及び実施に主体的に関わり、その活動に参加することをいう。
- (4) 協働 お互いの立場を尊重し、それぞれの役割を担いながら、協力し合うことをいう。
- (5) コミュニティ 安心な暮らしと助け合いを目的とした組織で、町内や集落組織等をいう。
- (6) 地域まちづくり組織 複数の町内や集落を含める広範囲な地域において、コミュニティの支援を含めた地域のまちづくりを進める組織であって、村上市地域まちづくり組織及び地域まちづくり交付金の交付に関する条例(平成 23 年村上市条例第 2 号)に定めるものをいう。
- (7) 団体等 コミュニティ、地域まちづくり組織及び公益の増進を目的として市民により構成された団体をいう。

(まちづくりの基本原則)

第 3 条 村上市のまちづくりは、次の各号に掲げる基本原則により進めるものとする。

- (1) 市民が自主的にまちづくりに参画できること。
- (2) まちづくりに関する課題の解決には、各主体が協働して取り組むこと。
- (3) それぞれの意見や個性を認め合うとともに、自らの発言や行動に責任を持つこと。

(市民の役割)

第 4 条 市民は、市民の幸せと暮らしやすい地域をつくるための担い手として、自ら進んでまちづくりに参画するよう努めるものとする。

(コミュニティの役割)

第 5 条 コミュニティは、市民にとって身近なまちづくりの場として、市民が安心して暮らせる地域づくりに努めるものとする。

(地域まちづくり組織の役割)

第 6 条 地域まちづくり組織は、地域の元気づくりを進めるため、市民及びコミュニティと協力して、地域の活性化と課題の解決に努めるものとする。

(市の役割)

第 7 条 市は、市民と協働してまちづくりを推進するため、体制の整備に努めなければならない。

2 市は、市民のまちづくりへの参画に有効な手法を調査及び導入することにより、市民参画の推進に努めなければならない。



(まちづくり活動への支援)

第8条 市は、団体等の自主性を尊重するとともに、まちづくりに有効な活動に対し、必要かつ可能な範囲内で支援を行うものとする。

(意見の尊重)

第9条 市は、まちづくりを進める上で、まちづくり活動に協働して取り組む市民及び団体等の意見を尊重するものとする。

(情報の共有)

第10条 市は、市民の参画を推進するため、まちづくりに関する情報を積極的に発信し、市民及び団体等との情報の共有や相互理解を図るものとする。

2 市が情報を発信する場合は、法令等で定めるところにより、個人等の利益保護対策において必要な措置を講じなければならない。

(人材の育成)

第11条 市及び団体等は、市民がまちづくりに参画できる機会をつくとともに、まちづくりの担い手を育成することに努めるものとする。

(交流の拡大)

第12条 市及び団体等は、まちづくりを効果的に進めるため、それぞれ交流の拡大に努めるものとする。

(関係機関等との連携)

第13条 市及び団体等は、国、県、他の市町村及び関係機関等と連携し、まちづくりを進める上で共通した課題の解決に向け、相互協力を図るものとする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

○村上市地域まちづくり組織及び地域まちづくり交付金の交付に関する条例

平成 23 年 3 月 28 日

条例第 2 号

(目的)

第 1 条 この条例は、一定の地域内において包括的なまちづくりを行う組織の設置及び事業の実施並びに村上市地域まちづくり交付金(以下「交付金」という。)に関する事項を定め、誇りと活気あふれる地域づくりを展開し、元気あふれる定住の里づくりと市民協働のまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域 町内や集落がまとまった一定の区域をいう。
- (2) 地域まちづくり組織 町内や集落における活動の支援を含めた包括的な地域のまちづくりを行う組織をいう。
- (3) コミュニティビジネス 地域が有する人材、施設、資金等を活用し、起業、雇用及び生きがいの創出を推進し、地域の活性化に寄与する事業をいう。

(地域まちづくり組織の設置区域)

第 3 条 地域まちづくり組織(以下「地域組織」という。)は、地域単位で設置するものとし、その設置区域は、別に規則で定める。

(地域組織の要件)

第 4 条 地域組織は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 名称、事務所の所在地、代表者の選出方法、総会の方法、監査その他地域組織を民主的に運営するために必要な事項が、規約に定められていること。
- (2) 地域組織の代表者及び役員が、その構成員の意思に基づいて選出されていること。
- (3) その地域に居住する人及びその地域で事業を実施する個人若しくは法人又は地域で活動する各種団体で地域組織が認めたものを構成員としていること。

(事業)

第 5 条 地域組織は、地域におけるまちづくりの基本方針、地域の将来像、事業等をまとめた計画(以下「地域まちづくり計画」という。)を策定し、この計画に基づき次に掲げる事業の中から選定して、まちづくりを推進するものとする。

- (1) 地域の課題解決、地域振興及び住民交流に関すること。
- (2) 健康及び福祉の増進に関すること。
- (3) 安全及び安心に関すること。
- (4) 環境の保全及び改善に関すること。
- (5) 地域資源の有効活用に関すること。
- (6) 地域の産業振興に関すること。
- (7) コミュニティビジネス等地域経営に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、まちづくりに関し、特に必要があると地域組織が認めること。

(活動の制限)

第 6 条 地域組織は、次に掲げる活動をしてはならない。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成する活動
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動
- (3) 特定の公職(公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 3 条に規定する公職をいう。)の候補者(候補予定者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動
- (4) 前 3 号に掲げる活動のほか、地域組織の活動として市長が不適當であると認める活動

(協力及び助言)

第7条 市長は、地域組織の円滑な運営を促進するため、地域組織の活動により生じた事故又は住民間の紛争の解決等について協力し、助言することができる。

(連携組織)

第8条 各地域組織は、地域組織相互の連携を図るため、地域組織の代表者等で構成する地域組織の連携組織を設置することができる。

(設置等の届出)

第9条 地域組織を設置したときは、規則に定めるところにより市長に届け出るものとする。その届け出た事項に変更があったときも、同様とする。

(交付金の交付)

第10条 市長は、地域組織の運営支援及び地域まちづくり計画に基づき実施する地域組織の活動支援として、交付金を交付するものとする。

(交付金の額)

第11条 交付金の額は、予算の範囲内で市長が定めた額とする。

(交付申請)

第12条 交付金の交付を受けようとする地域組織は、市長に交付金の交付の申請を行わなければならない。

(交付決定)

第13条 市長は、前条の交付の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認められるときは、交付の決定をしなければならない。

2 市長は、前項の規定による審査により不適当と認められる場合は、是正指導を行い、修正等を行った結果適当と認められるときは、交付の決定を行うものとする。

(交付請求及び交付)

第14条 交付金の交付の請求は、前条の交付の決定の通知を受けた後に行うものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかに交付金の交付手続を行わなければならない。

(交付金の取扱い)

第15条 地域組織は、交付金の活用において、当該構成員の総意を反映し、民主的で公正な取扱いをしなければならない。

(実績報告)

第16条 地域組織は、毎年5月末日までに前年度の実績を市長に報告しなければならない。

(情報公開)

第17条 地域組織は、前条の規定による実績報告及び活動に関する全ての書類を事務所に備え付けるものとし、積極的にその情報の公開に努めるものとする。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第10条から第16条までの規定は、平成24年4月1日から施行する。

○村上市地域まちづくり組織及び地域まちづくり交付金の交付に関する条例施行規則

平成 23 年 3 月 31 日

規則第 51 号

改正 平成 24 年 3 月 30 日規則第 15 号

平成 26 年 2 月 3 日規則第 3 号

平成 28 年 2 月 23 日規則第 3 号

令和 3 年 12 月 15 日規則第 22 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、村上市地域まちづくり組織及び地域まちづくり交付金の交付に関する条例（平成 23 年村上市条例第 2 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

2 この規則において「行政区」とは、村上市区嘱託員規則（平成 22 年村上市規則第 13 号）第 2 条に規定する行政区をいう。

(地域組織の設置区域)

第 3 条 条例第 3 条に規定する設置区域は、別表第 1 のとおりとする。

(設置等の届出)

第 4 条 条例第 9 条の規定による届出は、地域まちづくり組織設置届出書（様式第 1 号）により行うものとする。

2 前項の届出の内容に変更が生じたときは、地域まちづくり組織変更届出書（様式第 2 号）を市長に提出するものとする。

(交付金の額)

第 5 条 市長は、条例第 11 条に規定する交付金の額を、村上市議会定例会における当初予算の議決後速やかに各地域組織に通知するものとし、各地域組織の交付金の額は別表第 2 に定める配分方法により算定した額とする。

2 前項の規定による通知は、地域まちづくり交付金通知書（様式第 3 号）により行うものとする。

(交付申請)

第 6 条 条例第 12 条の交付金の交付の申請は、地域まちづくり交付金交付申請書（様式第 4 号）により行うものとする。

(交付決定及び通知)

第 7 条 条例第 13 条第 1 項の交付の決定は、地域まちづくり交付金交付決定通知書（様式第 5 号）により通知するものとする。

2 条例第 13 条第 2 項の是正指導は、口頭又は文書で行うものとする。

(交付金の交付方法)

第 8 条 交付金の交付方法は、四半期ごとに交付金を分割して交付するものとする。なお、交付する額に 1,000 円未満の端数が生じる場合は、最初に交付する四半期分に含めて交付するものとする。

2 市長は、地域組織の事業実施上やむを得ないと認めた場合は、前項の規定にかかわらず交付金の一部又は全部を一括して交付することができる。

(交付申請内容の変更)

第 9 条 第 7 条の規定により交付決定を受けた者で、天変地異等不測の事態が生じたことにより申請内容の変更をしようとするときは、地域まちづくり交付金変更交付申請書（様式第 6 号）に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により変更交付申請書が提出されたときは、その内容を審査し、交付を決定したときは、地域まちづくり交付金変更交付決定通知書（様式第 7 号）により通知するものとする。

(交付請求)

第 10 条 条例第 14 条第 1 項の交付金の交付の請求は、地域まちづくり交付金交付請求書（様式第 8 号）により市長に請求するものとする。

(会計処理)

第 11 条 地域組織の会計は、単年度会計処理とし、会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3

月 31 日に終わるものとする。

(積立て)

第 12 条 地域組織は、将来において実施する事業の財源を計画的に確保するため、交付金を積み立てることができる。

(繰越処理)

第 13 条 地域組織は、各会計年度において決算上剰余金を生じたときは、これを翌年度に繰り越すことができる。

(実績報告)

第 14 条 条例第 16 条の規定による実績報告は、地域まちづくり交付金実績報告書(様式第 9 号)により行うものとする。

(関係書類の整理等)

第 15 条 地域組織は、交付金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理するとともに、これらの帳簿及び書類については、交付を受けた会計年度終了後 10 年間保管しなければならない。

(助成制度の活用)

第 16 条 地域組織は、市民協働のまちづくりを積極的に推進するため、交付金の活用のほか、その他の各種助成制度を積極的に活用し、事業の拡大を図るものとする。

(補則)

第 17 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条から第 13 条までの規定は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 3 月 30 日規則第 15 号)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 2 月 3 日規則第 3 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 28 年 2 月 23 日規則第 3 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 12 月 15 日規則第 22 号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1(第3条関係)

地域まちづくり組織	行政区
村上地域まちづくり協議会	羽黒町、長井町、上町、大町、小町、庄内町、久保多町、片町、上片町、加賀町、泉町、塩町、寺町、大工町、細工町、安良町、小国町、鍛冶町、肴町、大欠、幸町、田端町、若葉町、希望ヶ丘住宅、中川原団地、南町一丁目、南町二丁目、山居町一丁目、山居町二丁目、飯野西、飯野一丁目、飯野二丁目、飯野三丁目、飯野桜ヶ丘、羽黒口、二之町、三之町、新町、堀片、杉原、石原
岩船まちづくり協議会	岩船上大町、岩船上町、岩船横新町、岩船中新町、岩船縦新町、岩船新田町、岩船上浜町、岩船下浜町、岩船岸見寺町、岩船地蔵町、岩船下大町、岩船三日市、岩船北浜町、瀬波温泉三丁目、八日市、上の山
活気あふれる街瀬波まちづくり推進協議会	瀬波上町、瀬波中町、瀬波浜町、瀬波横町、瀬波新田町、松波町、学校町、瀬波温泉一丁目、瀬波温泉二丁目、浜新田、松山、三面、松山かみの、下渡、羽下ヶ淵、大平、滝の前、松原町一丁目、松原町二丁目、松原町三丁目、松原町四丁目、松原町住宅、緑町一丁目、緑町二丁目、緑町三丁目、緑町四丁目、緑町五丁目
山辺里地区まちづくり協議会	山辺里、四日市、天神岡、西興屋、仲間町、坪根、下相川、上相川、日下、小谷、下山田、上山田、門前、赤沢、菅沼、鑄物師、袋、大関、大栗田、高平
上海府地区町づくり推進委員会	岩ヶ崎、大月、野瀉、間島、柏尾、吉浦、早川、馬下
あらかわ地区まちづくり協議会	貝附、花立、荒島、春木山、上鍛冶屋、下鍛冶屋、梨木、切田、十文字、野口、坂町住宅、坂町、坂町駅前、藤沢、山口、羽ヶ榎、田島、佐々木、荒川松山、金屋、鳥屋、大津、中倉、名割、中野、長政、両新、荒屋、海老江、前坪団地、堤下団地
神納地域まちづくり協議会	岩野沢、山田、飯岡、桃川、河内、南大平、指合、殿岡、小出、有明
神納東地域まちづくり協議会	里本庄、山屋、上助瀨、下助瀨、志田平、七湊
平林地域まちづくり協議会	松沢、小岩内、川部、湯ノ沢、葛籠山、平林、宿田
砂山地域まちづくり協議会	牛屋、福田、北新保、長松、赤松、塩谷
西神納地域まちづくり協議会	南田中、牧目、九日市、松喜和、今宿、大塚、湯端、高御堂、小口川、新飯田、岩船駅前
館腰地域まちづくり協議会	大場沢、古渡路、小川、十川、下新保、笹平、瑞雲、釜杭、小揚、熊登、あけぼの
三面地域まちづくり協議会	岩崩、荃太、千縄、新屋、中新保、堀野、石住、上中島、布部、猿田
たかねまちづくり協議会	高根、北大平、関口、黒田、中原、朝日中野、薦川、岩沢
猿沢地域まちづくり協議会	寺尾、宮ノ下、下中島、鶴渡路、上野、川端、猿沢、桧原、板屋越
塩野町地域まちづくり協議会	塩野町、松岡、早稲田、原小須戸、本小須戸、荒沢、大須戸、蒲萄
山北地区まちづくり協議会	府屋学校町、府屋本町、府屋浜町、府屋駅前通、岩崎、中浜、伊呉野、堀ノ内、温出、大谷沢、塔下、杉平、遅郷、岩石、荒川口、朴平、小俣、大代、雷、中継、山熊田、大沢、大毎、北中、北黒川、荒川、中津原、鶴泊、寝屋、碁石、勝木、間瀬、下大蔵、立島、長坂・遠矢崎、板屋沢・垣之内、北赤谷、下大鳥、北田中、上大鳥、浜新保、桑川、笹川、板貝、今川、脇川、寒川、芦谷、越沢

別表第2(第5条関係)

交付金の内訳	交付金内訳の額	地域組織への交付金配分額
人口割額	市長が定めた交付金の額の65パーセントに相当する額	人口割額を、前年度の1月1日現在の住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定に基づく市の人口で除して得た額に、当該地域組織内の人口を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。)
行政区割額	市長が定めた交付金の額の28パーセントに相当する額	行政区割額を、前年度の1月1日現在の行政区の数で除して得た額に、当該地域組織の行政区の数に乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。)
加算額	市長が定めた交付金の額の7パーセントに相当する額	加算額を、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)、同法施行令(昭和37年政令第301号)及び同法施行規則(昭和37年自治省令第14号)の規定に基づく辺地(人口要件は適用しない。)の辺地度数(行政区ごとに算出する。)の市の合計で除して得た額に、当該地域組織の辺地度数の合計を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。)

## 備考

平成24年度以降の年度途中で地域組織を設置し、当該年度に交付金の交付を受ける場合の交付金の額は、日割計算により算定するものとし、上記により算出して得た額を、交付金を交付する年度の日数で除して得た額に、地域組織を設置した日の翌日から年度末までの日数を乗じて得た額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。





第4期

# 砂山地域まちづくり計画

【令和3年度～令和5年度】

みんなで話し合い、取り組み、

・  
・  
誰もが健幸で、

支え合う集落・地域を目指して



令和3年4月

砂山地域まちづくり協議会

## 1 はじめに

村上市では、各地域が抱える課題の解消や地域の活性化を目指し、市民と行政が一体となった「市民協働のまちづくり」が取り組まれています。平成23年度末には、その推進組織として「地域まちづくり組織」（以下「まちづくり協議会」と表記）が、市内に17組織が設立されました。

各まちづくり協議会には、地域の担当として市職員が配置されており、地域住民と共に活動を行う人的支援と、地域まちづくり交付金による財政的支援を受け、地域の特色を活かした活動が展開されています。

砂山地域まちづくり協議会（以下「協議会」という。）は、砂山小学校区の6集落で構成され、平成23年3月に設立しました。協議会では、3年を1期としたまちづくり計画を策定し、計画に基づいた活動を実施しています。第1期（平成24～26年度）及び第2期（平成27～29年度）では、「みんなで話し合い、みんなで取り組み、ふれあう集落・地域を目指して」とし、第3期（平成30～令和2年度）では、「みんなで話し合い、みんなで取り組み、支え合う集落・地域を目指して」を基本方針に掲げ、各集落単位で実施する集落事業と砂山地域全体で実施する地域事業の2つを柱として「地域の元気づくり」に取り組んできました。

しかしながら、急速な人口減少や少子高齢化が進み、さらに令和2年度において新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、まちづくり事業も中止または事業内容を縮小して実施するなどの対応がなされ、集落における事業も中止せざるを得ない状況となり、地域コミュニティを取り巻く状況が例年以上に厳しさを増している状況となっております。

第3期砂山地域まちづくり計画では、砂山地域の現状を把握することを目的として、地域の中学生以上全員を対象とした住民アンケート調査を行い、その結果から見えてきた世代別・男女別の住民ニーズや地域課題を分析し、今後の姿を見据えながら、取り組んできました。第4期砂山地域まちづくり計画（以下、「第4期計画」という。）では、第3期計画内容でこれからも取り組む必要があるものは、継続して取り組んでいくこととし、新たに子どもたちとの触れ合いに力を入れるため、小・中学校との連携や当地域に関係性を持っていただける方を増やすため、関係人口創出・拡大を目的する取組など、私たちを取り巻く環境の変化に合わせた第4期計画として策定します。

## 2 地域の現況と課題

### （1）地域の現況

#### ①地域の概要

砂山地域は、神林地区の西部に位置し、「お幕場」を中心とした広大な松林や「大池」、平成の名水百選に選ばれた清流「荒川」、その清流が流れ込む日本海など、美しい自然に恵まれた地域です。

ここに暮らす人は、地域に愛着を持ち、昔からの伝統行事や文化、町並みなどをこの地域の誇れる財産として継承してきました。

自然や伝統のほかにも、美味しい農産物や魚介類、それらを食材とした郷土料理、そして何よりもあたたかい人とのつながりがあります。

#### ②砂山地域6集落の特色

区が中心となり、住民同士のつながりをつくり、集落間の連携を図っています。防災、伝統文化、環境整備活動を消防団やPTAなどの各種団体と住民一人ひとりが協力し合っ  
て、より住みよい集落を目指して活動しています。

#### **ア 清流「荒川」に面した牛屋・福田集落**

集落の南側の平成の名水「荒川」と面し、その堤防からは、平野に広がる田園を一望  
することができます。堤防には桜が植栽され、春は桜、夏は清流の輝き、秋には色合いが  
変わりゆく田園の風景が眺められ、一年を通してウォーキングなどを楽しむことが  
できます。また両集落では、毎年8月の祭礼時に獅子踊りが行われます。古くから  
引き継がれてきた伝統行事で、数か月前から準備に取り掛かり、集落全体で  
伝統の継承に取り組んでいます。

#### **イ 砂丘地に位置する北新保・長松・赤松集落**

砂山地域の西側は、砂丘地が高台を形成しています。北新保・長松・赤松集落は  
この砂丘地に位置しています。砂丘地の畑は、柔らかく糖度が高い「柔肌ねぎ」の  
産地として有名です。また「お幕場」を擁する広大な「お幕場森林公園」や白鳥の  
飛来する「大池公園」には大勢の人が訪れます。

#### **ウ 日本海に面する塩谷集落**

塩谷集落は、北前船の寄港地として栄えた港町です。伝統的な妻入りの町屋は、  
歴史的な景観を感じさせます。毎年秋には、町屋散策のイベントに大勢の人が  
訪れます。町屋の他に御沢仏を納めた「円福寺」、新潟県で一番低い山「稲荷山」、  
塩谷大祭が行われる「塩竈神社」などたくさんの歴史的財産や自然景勝に恵  
まれた集落です。

#### **※砂山地域の三つの宝**

##### **○日本の白砂青松百選「お幕場」**

日本の白砂青松百選は、社団法人・日本の松の緑を守る会が選定した日本の  
美しい松原を伴った海岸のことです。江戸中期1700年代から江戸の終わり頃  
までの村上藩当時、お殿様の遊園・行楽の場所としてつくられたといわれて  
います。一帯は松と白砂と苔の緑の景色だったということで、今もその面影  
を残しています。毎年5月に村上藩のあった頃を偲び、お幕場茶会が開か  
れています。

##### **○平成の名水百選「荒川」**

「荒川」は、平成20年6月に環境省が発表した「平成の名水百選」に選  
ばれました。選定対象は中・下流域で関川村、村上市、胎内市におよび  
ます。砂山地域の人は、昔からこの名水の恵みを受けています。

##### **○お幕場森林公園・大池公園**

塩谷から岩船までの海岸約3kmの間、国道345号線と海に挟まれた美しい  
赤松林が続いています。この一帯を「お幕場森林公園」と呼び、広さは83ha  
にも及びます。公園内には遊歩道が整備され、大勢の方が散策に訪れて  
います。この赤松林に囲まれた「大池」は、広さ約3haの砂丘湖です。  
ハクチョウの飛来地としても知られ、飛来数は年々増加し、今では  
1,000羽を超えるほどになっています。

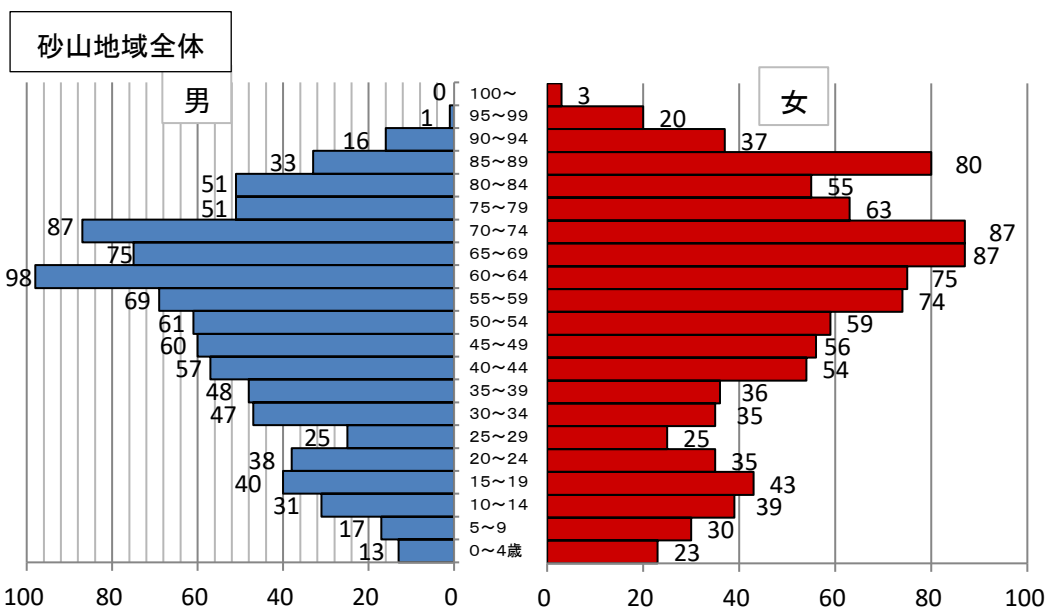
#### **③砂山地域の人口と世帯数**

砂山地域の人口は年々減少しており、2000年（平成12年）から2020年（  
令和2年）までの20年間で減少率は20.1%となっています。特に、2010年（  
平成22年）からの年少人口（0歳～14歳）の減少が加速しており、生産  
年齢人口の減少率の約2倍となっており、数値からすれば浮き彫りとな  
っていることがわかります。

【砂山地域：男女年齢別集計表】※ただし施設入所者は除く

砂山地域	男子	女子	合計	割合
人口	918	1,016	1,934	100.00%
15歳未満	61	92	153	9.40%
15歳～64歳	543	492	1,035	50.3%
65歳以上	314	432	746	40.3%
【参考】うち75歳以上	152	258	410	-
【参考】うち85歳以上	50	140	190	-

令和3年1月1日現在：市統計資料



(2) 地域の課題

砂山地域の抱える課題について、平成29年度に実施した住民アンケート調査の集計結果をまとめ、NPO法人都岐沙羅パートナーズセンターのご協力いただき、「砂山地域住民アンケート分析レポート ～結果から何が見えてくるか～」を作成し、世代別・男女別に整理しました。

砂山地域住民アンケート 配布数:1,918通、回収数:1,467通、回収率:76.5% (平成29年7月実施)

アンケート結果	ポイント
<b>回答者の属性</b>	
回答者の半数近くが60代以上。(若い世代は少数派) 農業従事者の87.5%が60代以上。	世代別に意見をまとめないと若い世代の声が埋没する。 将来的に農地の維持管理が課題となる。
<b>日常的な交通手段</b>	
80代になると車を運転する人の割合が減少 (70代→80代:男性▲33%、女性▲50%)	日常生活での移動が困難になる人が確実に増加。 移動の支援を考えていく必要がある。
<b>インターネットの利用割合</b>	
全体の半数以上(52.1%)がインターネットを利用 (40代以下は約9割、50代でも約8割) (大半がスマホ・携帯で利用している人でした。)	50代以下はインターネットでの情報伝達が効果的。 (回覧板は若い世代の人が見ないうちに回ってしまっていることがある。)

## 地域活動への関心

「関心はあるが参加していない」(34.7%)が最も多く、10代男性(39.8%)、20代男性(39.3%)、40代女性(46.8%)は、神林地区の他地域と比較して最も高い割合でした。	「地域活動に参加していない＝関心がない」という訳ではない。→「余裕がない」という理由が多く、多様な関わり方を設けることで参加の可能性は十分あるのではないかな。
「関心はないし参加もしていない」という人は若い世代に多く、20代男性(39.3%)、20代女性(55.1%)、30代女性(26.5%)が特に多いという結果でした。	参加しない理由を深掘りしていくことが重要。 地域の中で少数になった若い人たちの声に真摯に耳を傾ける必要がある。

## 女性・若者の声を反映する必要性

地域全体では半数以上が「必要」と考えており、40代～60代の男性は約7割が「必要」と答えています。	役員世代も中堅世代も、もっと女性・若者の声を反映すべきと考えている。 声を反映させる場や機会の充実が必要。
---	--

## 定住受入の必要性、他地域との交流の必要性

定住者の受け入れについては4割以上の人が「必要」と考えているが、「わからない」という人も1/3 他地域との交流の必要性については「必要」と「わからない」がほぼ同じ割合(1/3)	人口減少対策として他地域からの移住・定住者の受け入れが必要と考えている人もいるが、今ひとつ実感がないという人も多い。 今後を考え、地域での十分な話し合いが必要。
---	---

## この地域・集落に住み続けたいと思いますか？

砂山地域では「住み続けたい」と答えた人は56.4%で、神林地区5地域の中で最も低い割合でした。 特に10代～30代が、男女とも他地域と比べて低い割合となっています。	10代と20代は「住み続けたい」が30%以下だが、「住み続けたいと思わない」が多い訳ではなく、「わからない」が一番多い。 若者が住み続けたいと思う地域の姿を探る。
---	--

## 自分の子供にもこの地域・集落に住んでほしいと思いますか？

地域全体では「住み続けてほしいと思う」が43.3%で、これも神林地区の中で最も低い割合でした。 特に30代男女、40代男性が他地域より低く、「思わない」という割合も高いという結果でした。	子育て中の親世代(30代～50代)の「住み続けてほしいと思う」割合が低く、親世代の考えが子に影響する可能性がある。 このままだと人口減少(流出)はさらに進行する。
--	--

## この地域・集落に愛着がありますか？

地域全体では「愛着がある」と答えた人は56.8%。 やはり若い世代(10代～30代)は、他地域に比べ「愛着がある」と答えた割合が低く、「愛着がない」と答えた割合が高い結果となりました。	砂山地域では、特に若い世代の「地域離れ」の傾向が進んでいる。 仕事があっても地域に愛着がなければ、地域に残る人は減っていくのではないかな。
---	--

### 地域・集落内で誇りに思っているものは何ですか？(複数回答)

誇りに思う地域資源のトップ5は		砂山地域の素晴らしい <b>地域資源</b> (お幕場、大池、荒川、田園風景等)や <b>伝統行事</b> (獅子踊り、七夕、お神輿等)を大切に、盛り上げることが誇りになる。 一方、若い世代になるほど、誇りに思っているものが「無い」と答える割合も高くなり、 <b>世代間の意識の違い</b> にも目を向ける必要がある。
①地域内の景観・自然環境	46.3%	
②地域内の諸行事(祭り、イベント等)	32.9%	
③地域内に暮らす人々	20.9%	
④地域内の助け合いなどの社会関係	16.4%	
⑤地域内の特産物(農林水産物、加工品等)	14.6%	

### 近所づきあいでの悩み(複数回答)

全体の6割近くが「 <b>悩みなし</b> 」と回答 40～60代は「忙しすぎる」という悩みが、80代は「 <b>仲間がほしい</b> 」という悩みの割合が高い傾向	人が減っているのに、役割・仕事量が変わらなければ <b>負担感が増すのは当然</b> 。 今後さらに人が減れば、回らなくなる。
---	--

### 日常生活で不安に感じていること・困っていること(複数回答)

不安・困りごとのトップ5は、		
①健康面への不安がある	18.7%	60・70・80代では <b>トップ</b> 。 →自分の健康について不安視している人が多い。
②災害への備えや避難	17.0%	すべての世代で上位にランクイン。 →地域共通の課題として認識されている。
③玄関先の雪のけなど冬季の除雪	14.8%	50代以降で上位にランクイン。 →年代があがるに伴い、困りごととして認識。
④コンビニ・商店が少なく、日常の買い物が不便	14.3%	10・30・40代、そして70・80代で上位に →30・40代は利便性を求めており、 10・70・80代は交通手段の確保が困難。
⑤医師や科が少ないなど、医療体制が不便	13.6%	幅広い世代でランクイン(40代では第2位)。

※要注意(全体の順位は高くないが、特定の世代では順位が高いもの)

⑧仲間と気軽に集まる場所がない	8.8%	10・20代で上位にランクイン(20代では第2位)。 →若者にとっては切実な問題であることを理解する。
⑪買い物・通院などの移動手段(交通手段)	7.2%	80代のみ上位にランクイン。 →少子高齢化が進むと、今後は更に増加する。

### 取り組みの満足度と重要度の評価

今後、重点的に取り組むべきテーマのトップ5は、		
①状況把握・持ち主との交渉など、空き家の管理活動		50代以上は圧倒的にこれが大切だという評価。 →今後も空き家は増える可能性が高い。
②避難訓練・連絡体制など、防災活動		30～60代は、この必要性を強く感じている。 →これまでの取り組みをさらに充実させる必要がある。

③買い物・通院など、移動支援活動	特に30～60代が、最も必要性を感じている。 →親や祖父母世代の移動支援を求めている。
④見回りなど、防犯・交通安全活動	30～60代は、この必要性を強く感じている。 →これまでの取組みをさらに充実させる必要がある。
⑤婚活イベント・紹介など、結婚対策	70代以上が、この必要性を強く感じている。 →若い世代よりも、親・祖父母世代が心配している。

平成29年度に実施した前述の住民アンケート調査の分析結果からは、若い世代の地域離れの傾向が明らかとなり、また、日常生活の困りごとでは、買い物や通院、冬期の除雪、災害時の避難など、やはり少子高齢化の影響による課題が多く挙げられました。

### 3 砂山地域のまちづくりの基本方針、将来像

これまでのまちづくり計画（第1期～第3期）では、「砂山地域事業」と「集落町内会事業」の2つを柱に据えた取り組みを行ってきました。「砂山地域事業」では、砂山地域の共通の財産として、お幕場、大池、荒川の3つを位置付け、それらに働きかける取り組みを通して、地域に関心や愛着を持つこと、そして砂山地域住民としての一体感の醸成を目指しました。「集落町内会事業」では、集落活動をまちづくりの基本と捉え、集落の活動を支援することで、集落住民の絆を深めることや、地域の元気づくりを目指してきました。

第4期計画においても、この2つの取り組みを継続し、これまでの課題を検証しながら、地域の皆さんが主体的に参加していただけるような活動になるよう検討していきます。

また、人口減少や少子高齢化に伴い、今後の集落事業や担い手育成など将来集落の課題となると思われることについて、地域のさまざまな組織や団体と連携を図りながら、継続的に課題解決に向けて、みんなで話し合い、取り組みを進めていくほか、新たな取り組みとして関係人口創出・拡大に関係する事業にも力を入れて取り組みを進めてまいります。

#### (1) 基本方針

**みんなで話し合い、取り組み、誰もが健康で支え合う集落・地域を目指して**

砂山地域の目指す将来像を掲げる基本方針では、これまで住民一人ひとりがこれからも安心して暮らしていくために、みんなで支え合う集落・地域づくりを目指すこと掲げてまいりました。

第4期計画では、これまでの方針を基本として、目指していくためには、まずは誰もが健康で、幸せであることが重要です。1日1日を大切に、隣り近所同士がお互いさまの精神を忘れずに、そのような関係性を地域全体で意識を持ち、目指すことを基本方針とします。

#### (2) 目指すべき将来像

- ①砂山地域の財産を活かし、地域住民が憩い、他地域からも人が訪れる地域
- ②集落の伝統行事や文化が守られ、地域の誇りとして継承される地域
- ③災害への備えや避難体制が整備され、安心して暮らせる地域
- ④地域の課題をみんなで話し合い、支え合いながら暮らせる地域
- ⑤子どもたちとの触れ合いを大切に、地域資源などの魅力を発信する地域



(3) 具体的な取組み

将来像	取組内容
①砂山地域の財産を活かし、地域住民が憩い、他地域からも人が訪れる地域	<p><b>◆お幕場クリーン作戦</b></p> <p>これまで白砂青松の美しい松林を守っていくため、お幕場でのクリーン作戦を継続的に実施してきました。少しずつではありますが、白い砂地が広がり一定の成果があり、「取り組みを止めるとまた荒れてしまうので継続すべき」という意見が多かったこともあり、地域、集落、家族等でお幕場に親しむ機会を増やすこと等も検討しながら、関係機関とも連携を図りながら取り組んでいきます。</p> <p><b>◆花いっぱい事業</b></p> <p>第3期の取り組みでは、砂山地域の共通の財産である大池公園を花で飾り、多くの方に砂山地域を訪れてもらうことと、植栽や管理作業を通して地域住民のつながりを深めることを目的として実施しました。第4期では、苗の植栽や草取り作業等に行い、やり方を工夫しながら継続して取り組んでいきます。</p>
②集落の伝統行事や文化が守られ、地域の誇りとして継承される地域	<p><b>◆集落事業</b></p> <p>人口減少や少子高齢化が進み、地域を支える人材が不足する傾向になる中、伝統的な行事などの地域活動を続けることが困難になってきている集落もあります。また、集落の皆さんが一堂に会して顔を合わせる機会や地域住民同士のふれあいも以前より少なくなってきました。第4期では、集落内での話し合いを更に深め、より一層集落が元気になるような取り組みを検討していただき、集落単位で取り組む事業への支援を行います。</p>
③災害への備えや避難体制が整備され、安心して暮らせる地域	<p><b>◆地域防災活動（自主防災組織*1等との連携）</b></p> <p>第3期では「砂山地域自主防災連絡会議」を設置し、砂山地域全体で講演会や避難所運営ゲームなどを開催し、地域として防災知識の構築や情報共有を行うなど活動を行ってきました。第4期でも地域の課題や実情に合った対策を地域住民とともに考えていく機会を設けるなど検討してまいります。</p>

\*1 自主防災組織とは、地域住民が協力・連携し、災害から「自分たちの地域は自分たちで守る」ために活動することを目的に結成する組織であり、日頃から災害に備えた様々な取り組みを実践するとともに、災害時には、災害による被害を最小限に食い止めるための活動を行います。

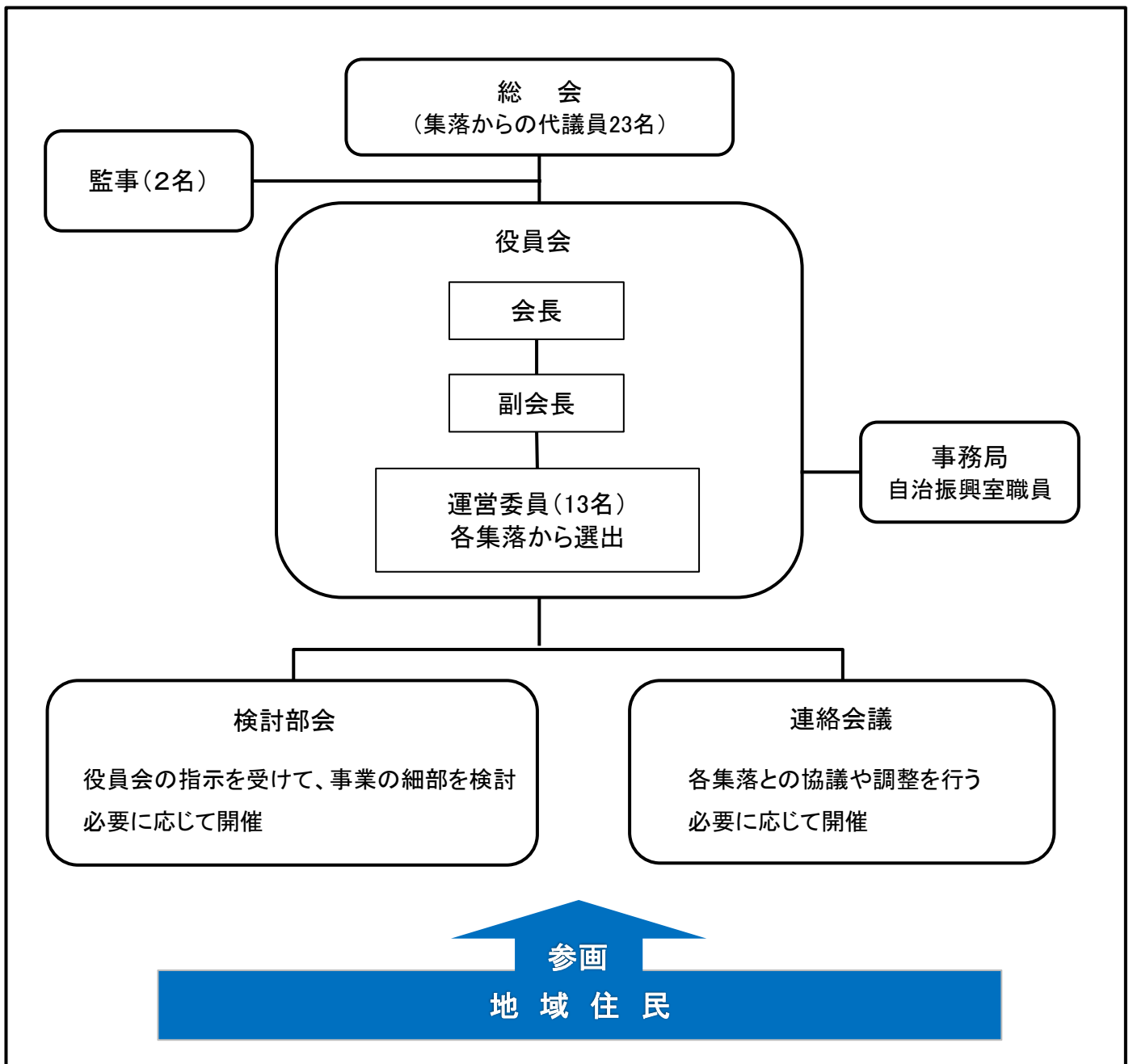


将来像	取組内容
<p>④地域の課題をみんなで話し合い、支え合いながら暮らせる地域</p>	<p><b>◆支え合いの地域づくり（集落支援員*2、生活支援協議体*3等との連携）</b></p> <p>砂山地域の6集落は、集落の規模や産業、年齢構成、人口減少率などに違いもあり、集落が抱えている課題も異なる部分もありますが、集落の現状と課題について、集落で活動するさまざまな組織や団体が共通認識を持ってこれからの集落の姿を話し合いながら、地域でできることを考えてまいります。</p> <p><b>◆敬老会の開催</b></p> <p>神林地区の敬老会は、公民館事業として実施していた頃からの伝統的な行事であり、毎年大勢の高齢者の皆さんにご参加いただいています。支え合いの意識を育む事業としても位置付けおりましたが、コロナ禍の中での開催方法について、実行委員会が中心となって検討して取り組んでまいります。</p> <p><b>◆研修会・ワークショップ等の開催</b></p> <p>砂山地域においても少子高齢化と人口減少は急速に進んでいます。住民アンケート調査から浮かび上がった地域のさまざまな課題に向き合い、各集落の役員の皆さんとまちづくり協議会が一緒になって地域の現状や他地区の取組みなどについて学び、これからも安心して暮らしていけるまちづくりを考えていくため、各種研修会やワークショップなどの計画を検討していきます。</p>
<p>⑤子どもたちとの触れ合いを大切に、地域資源などの魅力を発信する地域</p>	<p><b>◆小中学校との連携について</b></p> <p>小学校統合により、令和2年4月より新たに「平林小学校」が開校されました。私たちはこれまでも小・中学校の児童との関係性を大切に、連携を図ってまいりました。第4期においても、平林地域まちづくり協議会と連携を図り、継続的に地域の子どもたちのために地域として伝えていくべきことを研究しながら、小学校再編に伴う、今後もまちづくり協議会のあり方についても併せて、検討を進めてまいります。</p>

\*2 集落支援員は、地方公共団体からの委嘱を受け、市町村職員と連携して集落点検の実施、集落のあり方に関する住民同士・住民と地方公共団体の話し合いに従事します。また、話し合いを通じて必要と認められる地域の実情に応じた集落の維持・活性化対策に取り組みます。

\*3 生活支援協議体は、高齢者人口の増加などにより、介護サービスの利用者UP→介護保険料UPが予想されることから、地域の支え合いによる生活支援や介護予防を考えていくことを目的に各地区で設置されています。神林地区では、5地域のまちづくり協議会、民生委員、NPO法人希楽々、社会福祉協議会、塩谷基地等の各団体代表者が構成メンバーになっています。

# 砂山地域まちづくり協議会組織構成図



## 令和5年度 役員・代議員等名簿

### 運営委員名簿

(敬称略)

集 落	氏 名	備 考
牛 屋	田 中 秀 夫	お幕場
牛 屋	遠 山 利 一	花
福 田	櫻 井 春 一	お幕場
福 田	田 中 晴 美	花
北新保	村 山 真 実	花
北新保	木 村 和 夫	お幕場
長 松	小 林 正 彦	お幕場
長 松	岸 貴 子	花
赤 松	相 馬 和 美	花
赤 松	小 林 文 雄	お幕場
塩 谷	佐 藤 修 平	お幕場
塩 谷	瀬 賀 民 男	お幕場
塩 谷	斎 藤 昌 弘	花
塩 谷	野 澤 和 広	お幕場
塩 谷	中 原 武 志	花

### 監事名簿 (案)

(敬称略)

集 落	氏 名	備 考
福 田	櫻 井 新 平	
塩 谷	佐 藤 文 雄	花

### 代議員名簿

(敬称略)

集 落	氏 名	備 考
牛 屋	長 谷 部 善 一	お幕場
牛 屋	志 田 利 春	花
牛 屋	鈴 木 輝 雄	
牛 屋	長 谷 部 由 信	
福 田	天 井 伸	お幕場
福 田	田 中 千 鶴 子	花
福 田	櫻 井 正 美	
福 田	櫻 井 新 平	
北新保	後 藤 栄 一	お幕場
北新保	川 崎 文 郎	花
北新保	高 橋 合 子	
北新保	志 村 恵 子	
長 松	阿 部 辰 也	お幕場
長 松	小 林 初 栄	花
赤 松	熊 崎 慧 器	お幕場
赤 松	櫻 井 孝 之	花
赤 松	小 池 歩	
塩 谷	板 垣 昭 平	お幕場
塩 谷	佐 藤 文 雄	花
塩 谷	野 澤 恒 久	花
塩 谷	野 澤 一 栄	花
塩 谷	野 澤 聡	お幕場
塩 谷	野 澤 和 哉	お幕場

## 砂山地域まちづくり協議会規約

平成24年3月9日制定

平成28年4月13日改正

(目的)

第1条 本会は、砂山地域に暮らす住民が地域の個性や課題をお互いに話し合い、協力して取り組むことで、住みやすい地域を形成していくことを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、砂山地域まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所及び所在地)

第3条 本会の事務所は、村上市役所神林支所地域振興課自治振興室に置く。また、本会の所在地は、事務所の所在地と同じ村上市岩船駅前56番地に置く。

(事業)

第4条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域の課題解決、地域振興及び住民交流に関すること。
- (2) 健康及び福祉の増進に関すること。
- (3) 安全及び安心に関すること。
- (4) 環境の保全及び改善に関すること。
- (5) 地域資源の有効活用に関すること。
- (6) 地域の産業振興に関すること。
- (7) その他、まちづくりに関し、特に必要なこと。

(構成)

第5条 本会は、砂山地域に居住する人及び砂山地域で事業を実施する個人若しくは法人又は砂山地域で活動する各種団体（以下「構成員」という。）をもって構成する。

(代議員及び役員を選出)

第6条 本会は、集落区長（以下「区長」という。）から別表1のとおり代議員及び役員を選出を受ける。ただし、別表1の人数には、できる限り区長を含むものとする。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名
- (4) 運営委員 13名

2 会長、副会長及び監事は、役員会において選出し、総会の承認を得る。運営委員は役員として区長から選出された者で会長、副会長以外の者があたる。

(役員の仕事)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故その他やむをえない事情により職務を遂行できないときは、その職務を代行する。
- 3 監事は、本会の事業及び会計の執行状況を監査し、総会に報告する。
- 4 運営委員は、本会の運営について審議する。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠により選出された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期終了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行う。

(代議員)

第10条 代議員は、通常総会及び臨時総会において役員会が提案する議題を審議し、議決する。

- 2 代議員の仕事は1年とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 補欠により選出された代議員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第11条 本会の会議は、総会、役員会及び連絡会議とする。

(総会)

第12条 総会は、構成員で参会した者及び代議員をもって構成する最高の議決機関であり、本規約に定める事項のほか、本会の目的を達成するために必要な事項を審議決定する。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長が招集する。
- 3 通常総会は、毎年度1回開催し、臨時総会は、会長が必要と認めたとき、又は、代議員の3分の1以上の請求があった場合に開催するものとする。
- 4 総会の議長は、総会において代議員のうちから選出する。
- 5 総会は、役員及び代議員のそれぞれ2分の1以上の出席により成立するものとする。
- 6 総会の議事は、代議員の過半数で議決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 総会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
  - (1) 地域まちづくり計画の策定及び変更に関すること。
  - (2) 規約の制定及び改正に関すること。
  - (3) 会長、副会長及び監事の承認に関すること。
  - (4) 事業計画、事業報告、予算及び決算に関すること。
  - (5) その他、重要事項に関すること。

(総会の議事録)

第13条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。



- (1) 日時及び場所
  - (2) 代議員出席者数、参会構成員数及び役員出席者数
  - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
  - (4) 議事の経過の概要及びその結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録は、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印し、事務所に備え付けておかなければならない。

(役員会)

第14条 役員会は、総会に付議する事項及び本会の運営に関する事項を審議、決定する。

- 2 役員会は、会長、副会長及び運営委員をもって構成し、会長が必要に応じ招集し、議長となる。
- 3 役員会は、役員会を構成する者の2分の1以上の出席により成立するものとする。
- 4 協議会に、事業実施のための検討部会を設置することができる。検討部会の会務は、役員会で別に定める。

(連絡会議)

第15条 連絡会議は、事業について各集落と、必要な事項を協議することを目的とし、会長が必要に応じ招集できるものとする。

- 2 連絡会議の構成は、事業に応じて役員会で決定し、会長が議長となる。
- 3 連絡会議は、参集依頼した構成員の2分の1以上の出席により成立するものとする。

(事務局)

第16条 本会の円滑な運営及び事業実施に資するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、神林支所地域振興課自治振興室に置く。
- 3 事務局は、会務及び会計を掌握する。

(会計)

第17条 本会の運営等に係る経費は、地域まちづくり交付金、補助金、委託料及びその他収入をもって充てる。

- 2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第18条 本会の事業計画及び収支予算は、役員会の承認を得た後、総会の議決を得なければならない。

(監査)

第19条 会長は、事業年度終了後、事業報告書、収支決算書及び基金台帳を作成して監事に提出し、その監査を受けなければならない。

- 2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。

(書類及び帳簿の備付け)

第20条 本会の事務所には、本会の事業実施に係る書類、収入及び支出に関する証拠書類並びに帳簿等活動に関する全ての書類を備え付け、公開するものとする。

(その他)

第21条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が役員会に諮り、別に定める。

#### 附 則

この規約は、平成24年3月9日から施行する。

改正後の規約は、平成25年4月9日から施行する。

改正後の規約は、平成29年4月1日から施行する。

別表1 (第6条関係)

集 落	代議員として選出する人数	役員として選出する人数
牛屋	4名	2名
福田	4名	2名
北新保	4名	2名
長松	2名	2名
赤松	3名	2名
塩谷	6名	5名
合計	23名	15名

## お幕場イベント検討部会会務規程

砂山地域まちづくり協議会お幕場イベント検討部会会務規程を下記のとおり定める。

(目的)

第1条 砂山地域まちづくり協議会規約第14条第4項の規定に基づき検討部会会務に関し、必要な事項を定める。

(名称)

第2条 この検討部会の名称は「お幕場イベント検討部会」(以下「部会」という。)と称する。

(部会員の構成)

第3条 部会員は、砂山地域まちづくり協議会役員及び集落から選出されたもので構成する。

(役職及び職務)

第4条 部会に部会長1名及び副部会長1名を置く。部会長及び副部会長は部会員の互選で選出する。

2 部会長は、部会を代表して会務にあたり、会議の議長となる。

3 副部会長は、部会長を補佐し部会長が欠けた場合に会長の職を行う。

4 部会長は、部会の会議内容を砂山地域まちづくり協議会役員会(以下「役員会」という。)に報告するものとする。

(会議)

第5条 会議は、部会長が必要とするときに召集する。

(部会の存続期間)

第6条 部会は、役員会が事業実施のため必要と認めた期間存続する。

(任期)

第7条 部会員の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。また、補欠により検討部会員となったものは、前任者の残任期間とする。

(雑則)

第8条 この規程に定めがないもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮り、役員会の承認により定めるものとする。

附 則

この規程は、平成25年3月21日から実施する。

## 花いっぱい事業検討部会会務規程

砂山地域まちづくり協議会花いっぱい事業検討部会会務規程を下記のとおり定める。

(目的)

第1条 砂山地域まちづくり協議会規約第14条第4項の規定に基づき検討部会会務に関し、必要な事項を定める。

(名称)

第2条 この検討部会の名称は「花いっぱい事業検討部会」（以下「部会」という。）と称する。

(部会員の構成)

第3条 部会員は、砂山地域まちづくり協議会役員及び集落から選出されたもので構成する。

(役職及び職務)

第4条 部会に部会長1名及び副部会長1名を置く。部会長及び副部会長は部会員の互選で選出する。

2 部会長は、部会を代表して会務にあたり、会議の議長となる。

3 副部会長は、部会長を補佐し部会長が欠けた場合に会長の職を行う。

4 部会長は、部会の会議内容を砂山地域まちづくり協議会役員会（以下「役員会」という。）に報告するものとする。

(会議)

第5条 会議は、部会長が必要とするときに召集する。

(部会の存続期間)

第6条 部会は、砂山地域まちづくり協議会役員会が事業実施のため必要と認めた期間存続する。

(任期)

第7条 部会員の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。また、補欠により検討部会員となったものは、前任者の残任期間とする。

(雑則)

第8条 この規程に定めがないもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮り、役員会の承認により定めるものとする。

附 則

この規程は、平成25年3月21日から実施する。

## 砂山地域自主防災組織連絡会議設置要領

### (設置)

第1条 砂山地域各集落の自主防災組織（以下「自主防組織」という。）の連携を密にすることにより、砂山地域における自主防災体制の強化と地域住民の防災意識の向上を図ることを目的として、「砂山地域自主防災組織連絡会議（以下「連絡会議」という。）」を設置する。

### (検討事項)

第2条 連絡会議は、次に掲げる事項について、必要な検討を行う。

- (1) 自主防災組織相互の情報交換及び連絡調整に関する事項
- (2) 自主防災組織相互の連携の推進に関する事項
- (3) その他、地域防災活動の推進に必要と認められる事項

### (構成)

第3条 連絡会議は、砂山地域各集落の自主防災組織役員をもって構成する。

- 2 連絡会議の議長は、砂山地域まちづくり協議会規約第15号第2項の規定に基づき、砂山地域まちづくり協議会会長が務める。

### (会議)

第4条 連絡会議は、必要に応じ議長が招集する。

- 2 議長は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

### (事務局)

第5条 連絡会議の事務局は、村上市神林支所地域振興課自治振興室に置く。

### (その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、連絡会議の運営に関して必要な事項は、議長が別に定める。

### 附 則

この要領は、平成30年6月28日から施行する。



## 砂山地域まちづくり協議会

---

村上市神林支所地域振興課内

〒959-3492

村上市岩船駅前56番地

電話、告知端末:0254-66-6122

FAX:0254-66-6110

<https://www.city.murakami.lg.jp/site>

[/sunayama/](#)